

所沢市議会会議規則の一部を改正する規則

所沢市議会会議規則（平成6年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「招集の当日」を「会議の」に改める。

第4条を次のように改める

（会議の種類）

第4条 会議の種類は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、所沢市議会の会期等に関する条例（令和 年条例第 号）第2条の定例日を初日として開く会議とする。

3 臨時会議は、前項の定例会議以外の会議とする。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第7条の見出しを「(定例会議等の開閉)」に改め、同条中「議会」を「定例会議及び臨時会議」に改める。

第14条中「同一会期中」を「同一の定例会議又は臨時会議中」に改める。

第64条中「会期中」を「定例会議又は臨時会議中」に改める。

第83条第1項第1号中「開会」を「定例会議又は臨時会議の開会」に改める。

第109条の見出しを「(継続審査)」に改め、同条中「閉会中も」を「次の会期においても」に改める。

第121条中「委員は」の次に「、その発言のあった会議中に限り」を加える。

第142条第3項を削る。

第143条第2項中「及び第3項」を削る。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。